平成２８年（フ）第６号
愛媛県八幡浜市五反田２番耕地1845番地　アトムマンション402
債務者　竹内　あい
1　決定年月日時　平成28年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月20日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第１３号
長崎県佐世保市桜木町1419番地１　桜木住宅５番館110号、前住所長崎県佐世保市大黒町７番１号　大黒団地Ｄ―13号
債務者　市瀬健三郎
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
長崎県佐世保市針尾北町772番地の１
債務者　門川　　門
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
長崎県佐世保市崎岡町2536番地４
債務者　野中　一成
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
長崎県佐世保市大和町346番地２　大和中央ハイツＡ201号、前住所長崎県佐世保市春日町14番１号　プラムマンション春日201号
債務者　黒澤　千早
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
長崎県佐世保市梅田町230番地　サンライフ梅田304、前住所長崎県北松浦郡小値賀町前方郷3900番地１
債務者　立岡　里香
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
愛知県蒲郡市金平町植地20番地１　小手川マンション404
債務者　伊勢山和江（旧姓國吉）
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２３３号
横浜市戸塚区上矢部町920番地４　サンライブ上矢部101号
債務者　佐藤　　久
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１１号
横浜市金沢区並木１丁目１番３―603号
債務者　伊藤眞知子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３１２号
横浜市金沢区並木１丁目１番３―603号
債務者　伊藤　議博
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１９号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート４棟410号
債務者　坂本　　満
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８号
東京都町田市木曽東１丁目48番24号グランデュール山口201
債務者　飯田　道子
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３９号
東京都町田市木曽東１丁目48番24号グランデュール山口201
債務者　飯田　　純
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９３号
神奈川県大和市福田2369番地２　ロイヤルステージ桜ケ丘404号
債務者　石井　真澄
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０号
愛知県豊橋市杉山町字知原12番地の1273
債務者　関口　和美
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部